

受注者等の責務として報酬下限額を設けるか。【論点④】

1 最低賃金について

(1) 社会情勢の変化について

国の「働き方改革実行計画（平成29年3月）」、「未来投資戦略2018」及び「経済財政運営と改革の基本方針2019（骨太の方針）」において、「最低賃金について、年率3%を目途として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が1,000円となることを目指す。」とされている。

(2) 最低賃金引き上げの影響

本県の最低賃金の上昇幅は大きくなってきているが、本県の平成30年10月の最低賃金改定により影響を受けた労働者の割合は16.5%であった。（令和元年度中央最低賃金審議会（目安に関する小委員会）（第2回）資料）

また、国の「働き方改革実行計画（平成29年3月）」においては、「年率3%を目途として名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1,000円となることを目指す。」と明記され、以降、本県においても3%を超える引き上げが続いている。

岩手県の最低賃金額の推移

(単位：円)

		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
岩手県	時間額	631	644	645	653	665	678	695	716	738	762	790
	上昇率	—	2.06%	0.16%	1.24%	1.84%	1.95%	2.51%	3.02%	3.07%	3.25%	3.67%
全国	時間額	713	730	737	749	764	780	798	823	848	874	901
	上昇率	—	2.38%	0.96%	1.63%	2.00%	2.09%	2.31%	3.13%	3.04%	3.07%	3.09%

出典：岩手労働局報道発表資料から定住推進・雇用労働室において作成

2 地域の賃金水準について

国の毎月勤労統計調査によると、本県の現金給与総額は緩やかな上昇傾向で推移をしており、建設業においては本県全体（調査産業計）よりも高い額となっているものの、全国平均との差は依然として大きい状況にある。

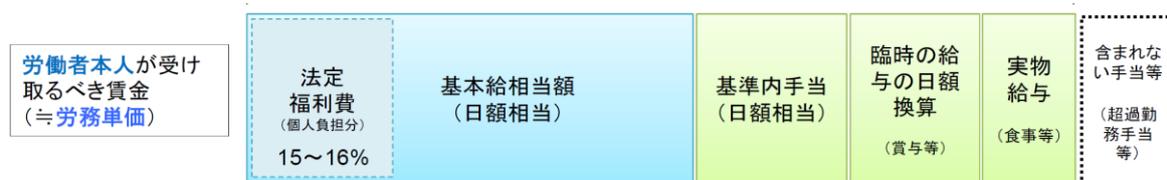
<参考> 現金給与総額の推移（岩手県・全国）事業所規模別対比

区分	年	岩手県		全国		全国との対比		〔岩手県〕 建設業/調査産業計	
		調査産業計	建設業	調査産業計	建設業	調査産業計	建設業		
5人以上規模事業所	現金給与総額	平成21年	260,324	245,319	315,294	375,571	83%	65%	94%
		22年	269,859	242,641	317,321	373,288	85%	65%	90%
		23年	282,312	256,585	316,792	377,194	89%	68%	91%
		24年	267,980	301,884	314,127	365,413	85%	83%	113%
		25年	272,519	304,808	314,054	371,213	87%	82%	112%
		26年	283,378	310,251	319,175	377,217	89%	82%	109%
		27年	283,784	283,818	315,856	382,215	90%	74%	100%
		28年	280,575	293,658	317,862	388,125	88%	76%	105%
		29年	277,009	286,404	319,453	392,007	87%	73%	103%
		30年	279,079	306,590	323,547	405,223	86%	76%	110%
30人以上規模事業所	現金給与総額	平成21年	287,456	X	355,223	463,423	81%	-	-
		22年	290,580	X	360,276	472,906	81%	-	-
		23年	300,747	X	362,296	479,115	83%	-	-
		24年	289,177	336,632	356,649	442,887	81%	76%	116%
		25年	294,072	355,698	357,977	449,319	82%	79%	121%
		26年	298,722	354,044	367,942	469,273	81%	75%	119%
		27年	289,616	291,923	361,684	464,711	80%	63%	101%
		28年	293,641	296,054	365,804	481,218	80%	62%	101%
		29年	293,646	298,386	367,951	488,342	80%	61%	102%
		30年	301,479	330,801	372,162	496,526	81%	67%	110%

出典：毎月勤労統計調査地方調査結果から定住推進・雇用労働室作成

3 公共工事設計労務単価について

公共工事設計労務単価は、国土交通省が毎年度行う公共事業労務費調査に基づいて、都道府県ごと、職種ごとに決定され、**工事請負契約の予定価格の積算に用いられる単価**であり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払賃金を拘束するものではない。



公共工事設計労務単価の構成は、下表のとおり。（国土交通省資料から抜粋）

<参考> 設計労務単価の推移

- 公共工事労務費調査は、農林水産省及び国土交通省が毎年定期的実施する調査で、1,000万円以上の工事から無作為抽出（H30年10月施行中の工事から抽出：東北1,423件、13,685人）し、賃金の支払実態を把握している。

（単位：円）

		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
岩手県	普通作業員	12,500	12,100	11,800	11,800	15,100	16,100	16,400	17,500	17,700	18,300
	時間額*	1,562	1,512	1,475	1,475	1,887	2,012	2,050	2,187	2,212	2,287
	軽作業員	9,100	8,900	8,700	8,700	11,000	11,800	12,000	12,900	13,000	13,500
	時間額*	1,137	1,112	1,087	1,087	1,375	1,475	1,500	1,612	1,625	1,687

出典：国土交通省発表資料から定住推進・雇用労働室において作成

※ 時間額への換算は、設計労務単価を8時間で除したものの。

- ※ 設計労務単価は、8時間の日給額換算値として設定されており、1時間当たりの額を算定すると、本県の現金給与総額は、普通作業員との比較で、その80%程度となっている。
- 設計労務単価(H30)：普通作業員18,300円/8時間=2,287円
 軽作業員 13,500円/8時間=1,687円
- 現金給与総額(H30)：建設業（5人以上） 306,590円/173.8時間（総実労働時間数）=1,764円
 建設業（30人以上） 330,801円/175.2時間（総実労働時間数）=1,888円
- 現金給与総額は設計労務単価対比で、
 普通作業員においては、5人以上事業所で77.1%、30人以上事業所で82.6%となっている。
 軽作業員においては、5人以上事業所で104.6%、30人以上事業所で111.9%となっている。

4 報酬下限額の設定における根拠について

公契約条例において、報酬下限額を設定している都道府県はないが、市区レベルでは設定している自治体が見られる。

工事請負契約に関して、公共工事設計労務単価を勘案して報酬下限額を設定している自治体(市区)が最も多く、その割合は77~90%となっている。

業務委託契約や指定管理協定に関して、報酬下限額を設定している自治体(市区)においては、地域別最低賃金額、生活保護水準、自治体職員の給与額、当該職務の標準的賃金等を勘案するなど、様々な方法により賃金下限額が設定されている。

(1) 他県の賃金下限額設定に関する考え方（出典：令和2年度神奈川県調査）

県名	考え方
岐阜県	総じて事業者の経営力が回復しきっていないこと、また、人手不足の中で人材の確保・育成に向けて労働環境の改善に自発的に取り組んでいる状況にあるなど、岐阜県の現状における必要性や市場における適正な競争環境を歪曲させてしまう懸念等があることから、少なくとも現状では望ましくないと判断
長野県	県が締結する契約に対して、労働賃金の適正な支払などの労働環境の整備のほか、環境配慮や男女共同参画社会の推進の取組が求められるなど、社会的要請が多様化してきており、条例の対象を幅広く捉えるべきと判断したため。 賃金下限額設定型の公契約条例は、経営上のフリーハンドを奪うとの指摘があるが、本県の目指すところは、地域に根ざし、優れた仕事をする企業が報われるよう、適正な賃金の支払など労働環境を確保する取組などを行う事業者を評価・支援するところにあるため。
奈良県	先行自治体の賃金下限額の算定方法にはばらつきがあり、県が独自にエビデンスとなる情報収集を行ったり、合理的な算定根拠を定めることは困難であると考えています。また、県下全域を対象とするため管轄区域が広く、地域間で人口、事業所数、就業構造などに大きな差があり、労働者の賃金や労働条件もさまざまと考えられ、これを画一的に設定することは技術的にも難しく、大方の県民の理解を得ることは難しいことから、賃金下限額の設定は行っていません。
愛知県	(7) 賃金は、事業者の給与体系、経営状況、労働者の経験年数、技量、勤務評定など、様々な要因で決定されるものであり、県が一律に定めるものになじまない、 (4) 事業者は、県発注の工事等だけを受注しているのではなく、国、他自治体、民間企業、団体などからも受注しており、他の工事等に従事する労働者との間で格差を設けるべきでない、等の反対意見が多かったため、導入を見送ることとしました。
沖縄県	沖縄県における公契約条例のあり方等を検討するために平成28年度に設置した有識者等懇談会において、賃金の下限額を設定する規制型条例には様々な懸念があることから理念型条例として進めていくことが示されたことや、国の見解等を踏まえ総合的に検討した結果、契約に関する基本理念等を柱とする理念型の条例としたところです。 なお、懇談会においては、先行県の状況（すべて理念型であること）や、県内労働市場等の状況（人手不足による賃金上昇等）、規制型条例を制定した自治体の運用や効果検証が十分でないこと、企業における負担の増大や賃金下限額の設定が逆に賃金を押し下げることへの懸念等、様々な意見があげられました。

(2) 賃金条項を規定する自治体の考え方

- 市区レベルで、賃金条項を規定した公契約条例の制定例もあり、平成30年7月末現在で21の自治体が賃金条項を規定していると把握している（国立国会図書館レファレンス調査）。
- H21に全国初の公契約条例を制定した野田市では、当初、工事の最低額を設計労務単価の80%としていたが、支払い実績を検証した結果80%以上85%未満の労働者が全体の約13%だったことから、事業者への影響は少ないと判断し、H25から85%に引き上げている。
- 公契約条例の制定時期が早かった川崎市（H22.12.21川崎市契約条例を改正）や多摩市（H23.12.22）では、報酬下限額を定める際の勘案事項を生活保護基準としていたが、最低賃金額と生活保護費の逆転現象が解消されたことから、両市とも平成28年度から最低賃金額を基準とすることに改正された。

【参考1】 類型別公契約条例の制定状況

類型①（4自治体）	類型②（17自治体）	類型③（17自治体）	類型④（9自治体）
受注者である民間企業等に対し、一定額以上の賃金の支払を条例中で直接的に義務付けるもの	受注者である民間企業等に対し、一定額以上の賃金の支払を求める条項を、発注契約に含めることを定めるもの	一定額以上の賃金の支払を求める規定はないが、適正な労働環境確保のために受注者に台帳等の提出を求める規定があるもの	類型①から類型③までに分類されるような規定は置かれていないが、公契約における理念を定めた規定が置かれているもの
1 野田市（千葉県） 2 渋谷区（東京都） 3 目黒区（東京都） 4 日野市（東京都）	1 川崎市（神奈川県） 2 多摩市（東京都） 3 相模原市（神奈川県） 4 高知市（高知県） 5 国分寺市（東京都） 6 厚木市（神奈川県） 7 足立区（東京都） 8 直方市（福岡県） 9 千代田区（東京都） 10 三木市（兵庫県） 11 草加市（埼玉県） 12 世田谷区（東京都） 13 我孫子市（千葉県） 14 加西市（兵庫県） 15 加東市（兵庫県） 16 豊橋市（愛知県） 17 越谷市（埼玉県）	1 秋田市（秋田県） 2 前橋市（群馬県） 3 奈良県 4 四日市市（三重県） 5 大和郡山市（奈良県） 6 岩手県 7 京都市（京都府） 8 大垣市（岐阜県） 9 愛知県 10 尼崎市（兵庫県） 11 郡山市（福島県） 12 碧南市（愛知県） 13 花巻市（岩手県） 14 津市（三重県） 15 由利本荘市（秋田県） 16 尾張旭市（愛知県） 17 高山市（岐阜県）	1 山形県 2 江戸川区（東京都） 3 長野県 4 岐阜県 5 加賀市（石川県） 6 丸亀市（香川県） 7 旭川市（北海道） 8 湯浅町（和歌山県） 9 向日市（京都府）

（注）各類型の自治体の掲載順は、制定年月日順である。（出典：国立国会図書館レファレンス）

【参考2】 公契約条例制定自治体における報酬下限額の設定状況について（類型別）

類型①： 受注者である民間企業等に対し、一定額以上の賃金の支払を条例中で直接的に義務付けるもの。

自治体	条例名称	工事請負契約	業務委託契約・指定管理
千葉県 野田市	野田市公契約条例 (平成21年9月30日公布)	公共工事設計労務単価の85%を勘案して決定される額	建築保全業務労務単価の80%、市の発注実績、市職員給与等を勘案して得た額
東京都 渋谷区	渋谷区公契約条例 (平成24年6月22日公布)	公共工事設計労務単価及び職員給与条例に定められた額を勘案して決定される額（平成30年度は平成30年度の公共工事設計労務単価の90%）	職員給与条例に定められた額を勘案して得た額

自治体	条例名称	工事請負契約	業務委託契約・指定管理
東京都 目黒区	目黒区公契約条例 (平成 29 年 12 月 7 日公布)	公共工事設計労務単価 を觀念して決定される 額	職員給与条例に定められ た額を勘案して得た額
東京都 日野市	日野市公契約条例 (平成 30 年 3 月 31 日公布)	最低賃金額、公共工事設計労務単価、建築保全業務 労務単価、市に勤務する臨時職員の賃金単価等を勘 案して得た額	

類型②： 受注者である民間企業等に対し、一定額以上の賃金の支払を求める条項を、発注契約
に含めることを定めるもの。 (17 自治体)

自治体	条例名称	工事請負契約	業務委託契約・指定管理
神奈川県 川崎市	(改正) 川崎市契約条例 (昭和 39 年 3 月 30 日) (改正 平成 22 年 12 月 21 日)	公共工事設計労務単価 を勘案して決定される 額 (平成 30 年度は、平 成 30 年度公共工事設計 労務単価の約 90%)	地域別最低賃金額を勘案 して得た額
東京都 多摩市	多摩市公契約条例 (平成 23 年 12 月 22 日)	公共工事設計労務単価 を勘案して決定される 額 (平成 30 年度は、平 成 29 年度公共工事設計 労務単価の約 90%)	当該業務の標準的な賃金 と認められる額 (当面の 間、生活保護水準を下回 らない額を勘案して決定 される額)
神奈川県 相模原市	相模原市公契約条例 (平成 23 年 12 月 26 日)	公共工事設計労務単価 を勘案して決定される 額 (平成 30 年度は、平 成 30 年度公共工事設計 労務単価の約 90%)	地域別最低賃金等を勘案 して得た額
高知県 高知市	高知市公共調達条例 (平成 24 年 1 月 1 日) (改正 平成 26 年 9 月 26 日)	公共工事設計労務単価 を勘案して決定される 額	高知市の生活保護水準を 勘案して得た額
東京都 国分寺市	国分寺市公共調達条例 (平成 24 年 6 月 28 日)	公共工事設計労務単価 を勘案して決定される 額 (平成 30 年度は、平 成 30 年度公共工事設計 労務単価の 90%)	当該業務の標準的な賃金 と認められる額 (厚生労 働省「賃金構造基本統計 調査」を参照) を勘案し て得た額
神奈川県 厚木市	厚木市公契約条例 (平成 24 年 12 月 25 日)	公共工事設計労務単価 を勘案して決定される 額 (平成 30 年度は、平 成 30 年度公共工事設計 労務単価の 90%)	地域別最低賃金額その他 公的機関が定める労務単 価の基準を勘案して得た 額
東京都 足立区	足立区公契約条例 (平成 25 年 9 月 30 日)	公共工事設計労務単価 を勘案して決定される 額 (平成 30 年度は、平 成 29 年度公共工事設計 労務単価の 90%)	建築保全業務労務単価、 生活保護水準、区の臨時 職員の賃金単価等を勘案 して得た額
福岡県 直方市	直方市公契約条例 (平成 25 年 12 月 20 日)	公共工事設計労務単価 を勘案して決定される 額 (平成 30 年度は、平 成 30 年度公共工事設計 労務単価の 80%)	直方市行政職給料表 1 級 5 号給を下回らない額

自治体	条 例 名 称	工事請負契約	業務委託契約・指定管理
東京都 千代田区	千代田区公契約条例 (平成 26 年 3 月 20 日)	公共工事設計労務単価を勘案して決定される額(平成 30 年度は、平成 30 年度の公共工事設計労務単価の 86%)	公的機関の指標等を勘案して得た額
兵庫県 三木市	三木市公契約条例 (平成 26 年 3 月 31 日)	公共工事設計労務単価を勘案して決定される額(平成 30 年度は、平成 30 年度の公共工事設計労務単価の 90%)	地域別最低賃金額、その他公的機関が定める労務単価基準及びを勘案して得た額
埼玉県 草加市	草加市公契約基本条例 (平成 26 年 9 月 17 日)	公共工事設計労務単価を勘案して決定される額(平成 30 年度は、平成 29 年度公共工事設計労務単価の 90%)	地域別最低賃金等を勘案して得た額
東京都 世田谷区	世田谷区公契約条例 (平成 26 年 9 月 30 日)	公共工事設計労務単価を勘案して決定される額(平成 30 年度は、平成 29 年度公共工事設計労務単価の 85%)	区職員(高卒初任給)、地域別最低賃金等を勘案して得た額
千葉県 我孫子市	我孫子市公契約条例 (平成 27 年 3 月 24 日)	公共工事設計労務単価を勘案して決定される額(平成 30 年度は、平成 29 年度公共工事設計労務単価の 80%)	我孫子市臨時的任用職員取扱要綱に定める事務補佐員の時間給の額、地域別最低賃金等を勘案して得た額
兵庫県 加西市	加西市公契約条例 (平成 27 年 3 月 25 日)	公共工事設計労務単価を勘案して決定される額(平成 30 年度は、平成 30 年度公共工事設計労務単価の 90%)	職員給与規則、市内の同種の労働者の賃金等を勘案して得た額
兵庫県 加東市	加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例 (平成 27 年 7 月 1 日)	公共工事設計労務単価を勘案して決定される額(平成 30 年度は、平成 30 年度公共工事設計労務単価の 90%)	地域別最低賃金、その他公的機関が定める労務単価の基準、市職員の給料単価等を勘案して得た額
愛知県 豊橋市	豊橋市公契約条例 (平成 27 年 12 月 17 日)	公共工事設計労務単価を勘案して決定される額(平成 30 年度は、平成 30 年度公共工事設計労務単価の 77%)	地域別最低賃金、その他公的機関が定める労務単価の基準等を勘案して得た額
埼玉県 越谷市	越谷市公契約条例 (平成 28 年 12 月 22 日)	公共工事設計労務単価を勘案して決定される額(平成 30 年度は、平成 30 年度公共工事設計労務単価の 90%)	地域別最低賃金、生活保護水準、その他公的機関が定める労務単価の基準等を勘案して得た額

『受注者等の責務として報酬下限額を設けるか。【論点④】』に係る
事務局における検討

1 報酬下限額を設定する場合における課題

(1) 労働条件に関する原則との関係

労働条件は、労働者と使用者が対等の関係において決定すべきもの（労働基準法第2条）であるが、条例において労働条件に一律の基準を設けることが妥当かどうか。

(2) 最低賃金との関係

条例第7条において受注者及び下請負者等に対して最低賃金法の遵守を求めているが、条例において報酬下限額を定めるとした場合、最低賃金との関係をどう整理するか。

(3) 報酬下限額に係る算定根拠等

報酬下限額を設定する場合、額の積算に合理的な算定根拠があるか。

2 検討の視点

- ・ 労働者の賃金の決定要素については、給与体系や労働者の経験、技量等、多様な要素がある中、一定の金額、割合、算式等により画一的に基準を設けることができるか。
- ・ 最低賃金とは別に報酬下限額の基準を設けることに合理的な理由を見出せるか。
- ・ 報酬下限額の基準を設けることで、下請の事業者や業務に従事する労働者の賃金水準の引上げを図るという政策的意義はあるものと考えられる。
- ・ 市・区においては、工事請負契約に関して公共工事設計労務単価を基準とした賃金の支払い、業務委託契約や指定管理協定に関して地域別最低賃金、当該地方公共団体の職員給与等を基準とした賃金の支払いについて条例に規定を設けている例はある。
- ・ 一方、都道府県では、現時点で報酬下限額に係る規定を設けている例はない。
- ・ 県契約に係る業務に従事する労働者の業務が多岐にわたる中で、報酬下限額としての合理的な算定根拠を見出すことは難しいのではないか。